

処方・調剤・保険請求の

Q&A

日本薬剤師会

調剤をされていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

とどし質問してください。

「質問の募集」要項は53頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

Q1

在宅患者訪問薬剤管理指導について質問があります。処方医の指示に基づき患家を訪問する場合、どのような制限があるのですか。どのような患者に対しても算定できるのでしょうか。(匿名希望)

A1

在宅患者訪問薬剤管理指導の算定対象となるケースとは、居宅で療養を行っており、通院が困難な患者に限られます。また、患家の訪問にあたっては、薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づく指導管理を実施するとともに、その結果を文書により処方医へ情報提供します。以下、特に留意しなければならない事項について説明します。

1. 基本的な考え方、対象患者

在宅患者訪問薬剤管理指導とは、「居宅において療養を行っている患者(通院が困難なものに限る)に対して、医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合」(平成14年3月8日厚生労働省告示第71号)に算定するものです。

したがって、算定対象となるケースとしては、居宅で療養を行っており、通院が困難な患者に限られます。

2. 必要な届出

処方せん受付に先立ち、その保険薬局の開設者は、在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する保険薬局として、事前に地方社会保険事務局長へ届出しておく必要があります。

3. 処方医からの指示

患家への訪問は、処方医の指示により実施します。その指示方法としては、処方せんによるもののほか、電話連絡などによるものでもかまいませんが、文書(処方せんなど)による指示でない場合には、薬歴にその旨を記録しておく必要があります。

4. 薬学的管理指導計画の策定

患家の訪問に先立ち、その保険薬局の薬剤師は、薬学的管理指導計画を策定しておきます。この計画書は、処方医から提供された診療状況に基づくほか、処方医と相談しながら患者の心身の特性および処方薬を踏まえて策定するもので、薬剤の管理方法、処方薬の副作用・相互作用などを確認した上で、①実施すべき指導内容、②患家への訪問回数、③訪問間隔などを記載します。

なお、特に決められた様式はありませんので、個々の保険薬局で自由に工夫して行うことができます。

Q
&
A

information

5. 処方医への情報提供

患家への訪問後は、その結果を文書により処方医へ情報提供します。薬学的管理指導計画と同様、特に決められた様式はありませんので、個々の保険薬局で自由に工夫して行うことができます。

6. 患家における管理・指導

患家の訪問後は、薬歴に次の事項を記載します。

- ①薬剤服用歴管理・指導料(基本部分、17点)として記載すべき必要事項
- ②訪問実施日、訪問した薬剤師の氏名
- ③処方医より提供された情報の要点
- ④薬学的管理の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、投薬後の併用薬剤、投薬後の併診、副作用・重複投薬・相互作用の確認など)
- ⑤指導内容の要点
- ⑥訪問の結果、処方医へ提供した情報の要点

7. その他

患家への訪問については、処方された医薬品を届けることが目的ではありません。重要なことは、あくまでも患家における薬学的管理指導の実施が目的ですので、誤解のないよう十分注意してください。

また、算定に当たっては、すでに医師または薬剤師が配置されている施設に入所している場合や、ほかの保険薬局の薬剤師が訪問薬剤管理指導を行っている場合には算定できません。

Q2

長期投薬情報提供料2について質問があります。処方せんに記載されている医薬品のうち、投与期間が15日分以上のものと14日分以下のものが混在している場合において、患者から服薬期間中に14日分以下の医薬品について問い合わせがありました。そのため、その医薬品について服薬状況を確認し、服薬指導を実施しましたが、このような場合、患者の同意を得た上であれば長期投薬情報提供料2は算定できますか。

(東京都 匿名希望)

A2

投与期間が14日分以下である医薬品については、服薬状況の確認および必要な服薬指導を行っても、長期投薬情報提供料2を算定することはできません。

長期投薬情報提供料2は、長期投薬(14日分を超える投薬)に係る処方せんの服薬期間中に、患者またはその家族からの問い合わせに応じて、服薬状況の確認・必要な服薬指導を行った場合に算定するものです。ただし、その算定対象となるものは、投与期間が14日分を超える医薬品のみです。患者からの問い合わせである以上、当然ながら、それに対する服薬状況の確認および服薬指導は必要ですが、長期投与の処方せんに一緒に処方されていても、残念ながら14日分以下の医薬品については算定対象とはなりません。

Q
&
A

